

香川県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱

(平成15年 5月15日 全部改正)
(平成19年 3月28日 一部改正)
(平成20年 3月10日 一部改正)
(平成21年 4月10日 一部改正)
(平成22年 4月 1日 一部改正)
(平成22年10月14日 一部改正)
(平成24年 4月20日 一部改正)
(平成24年10月 1日 一部改正)
(平成25年 3月29日 一部改正)
(平成26年 3月31日 一部改正)
(平成28年 7月 1日 一部改正)
(平成29年 7月 3日 一部改正)
(平成30年 6月 1日 一部改正)
(平成31年 3月28日 一部改正)
(令和2年 3月31日 一部改正)

(趣旨)

第1条 県は、県内の私立高等学校に在籍する生徒の授業料の負担の軽減を図るため、県内に所在する学校法人（以下「学校法人」という。）が県内に設置する私立高等学校の生徒の授業料の減免を行う場合に、予算の範囲内で当該学校法人に香川県私立高等学校授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者等」とは、県内に居住している者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

2 この要綱において、「交通遺児等」とは、県内に居住し、県内の私立高等学校に

在籍する生徒のうち、その保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）又は里親（同法第27条第1項第3号の規定する里親）が、自動車による事故により、死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第2に定める第1級から第3級までの等級の後遺障害に該当することとなったものをいう。

- 3 この要綱において、「就学支援金」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金をいう。なお、香川県特定私立高等学校生就学補助金交付要綱（平成22年10月14日制定）第1条に規定する補助金及び香川県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱（平成26年4月1日制定）第1条に規定する学び直し支援金は、就学支援金とみなす。

（補助対象事業及び補助金の額）

第3条 この補助金の補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額については次のとおりとする。

（1）専攻科生徒授業料軽減事業

学校法人が、別表Ⅰの第1欄に掲げる区分のいずれかに該当する保護者等を持つ専攻科の生徒（ただし、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者に限る。）に対して、その授業料をそれぞれ同表の第2欄に掲げる額以上の額を減免する事業とし、補助金の額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる額以内の額とする。

ただし、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。

- 一 退学・停学（3か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- 二 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- 三 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

（2）本科生徒家計急変事業

学校法人が、別表Ⅱの第1欄に掲げる区分の保護者等を持つ生徒（専攻科の生徒を除く。）に対して、その授業料を同表の第2欄に掲げる額以上の額を減免する事業とし、補助金の額は、同表の第3欄に掲げる額以内の額とする。

（3）交通遺児等授業料軽減事業

学校法人が、生活困窮の程度が別表Ⅲの第1欄に掲げる区分のいずれかに該当する交通遺児等に対して、その授業料を同表の第2欄に掲げる額以上の額を減免する事業とし、補助金の額は、同表の第3欄に掲げる額以内の額とする。

（授業料減免申請書等の徴収）

第4条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、あらかじめ、授業料の減免を行う保護者等からは別表Ⅰの第1欄又は別表Ⅱの第1欄又は別表Ⅲの第1欄に掲げる区分のいずれに該当するか確認できる別に定める書類を、それぞれ徴収しておかなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、私立高等学校授業料軽減補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事が指定する期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 私立高等学校授業料軽減補助事業実施計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、知事は、必要な条件を付することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、私立高等学校授業料軽減補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業実施状況報告)

第7条 前条第2項の通知を受けた学校法人(以下「補助事業者」という。)は、知事の要求があったときは、補助事業に係る状況を速やかに報告しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助事業者は、当該年度において必要となる補助金の総額と第6条の規定により交付の決定があった補助金の額とが異なる場合には、私立高等学校授業料軽減補助金変更交付申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事が指定する期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 私立高等学校授業料軽減補助事業実施調書
- (2) 私立高等学校授業料軽減補助事業異動調書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定の変更)

第9条 知事は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、必要と認めたときは、補助金の交付の決定を変更するものとする。この場合において、知事は、必要な条件を付することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更したときは、私立高等学校授業料軽減補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するもの

とする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに、私立高等学校授業料軽減補助事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 私立高等学校授業料軽減補助事業実績調書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定により提出された報告書の内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、私立高等学校授業料軽減補助金交付額確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定により額の確定をしたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者は、私立高等学校授業料軽減補助金交付請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則（平成15年 5月15日 全部改正）

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（平成19年 3月28日 一部改正）

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年 3月10日 一部改正）

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年 4月10日 一部改正）

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年 4月 1日 一部改正）

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年 4月20日 一部改正）

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年10月 1日 一部改正）

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年 3月29日 一部改正）

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年 3月31日 一部改正）

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年 7月 1日 一部改正）

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、改正後の香川県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年7月3日 一部改正）

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、改正後の香川県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（平成30年6月1日 一部改正）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日 一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の香川県私立高等学校授業料軽減補助金交付要綱は、平成31年度の補助金から適用する。

ただし、この要綱の適用年度前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校をいう。））に在学する者（専攻科を含む）に係るこの要綱の適用年度以後の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日改正）

（施行期日）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1号の規定は、令和2年4月1日以降に入学した専攻科の生徒について適用し、同日前に入学した専攻科の生徒については、なお従前の例による。

別表 I (専攻科生徒授業料軽減事業)

1 欄		2 欄	3 欄
区 分		授業料減免額 (月額)	県 補 助 額 (月額)
①	道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない保護者等	授 業 料 月 額	授業料減免額のうち 30,000円を超えない額
②	道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が100円以上8万5,500円未満の保護者等		
③	道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が8万5,500円以上25万7,500円未満の保護者等	授 業 料 月 額 × 1 / 2 (100円未満の端数切り捨て)	
④	年度の中途において事故、火災等災害、倒産、失職、長期療養等により著しく家計が悪化し、授業料の支弁が困難である保護者等(年収見込が350万円未満)		

- (注) 1. 1欄の区分は、保護者等が2人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額により判定。
2. 停学処分を受けた者であって、3か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までは補助金を支給をしない。(処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。)

別表Ⅱ（本科生徒家計急変事業）

1 欄	2 欄	3 欄
区 分	授業料減免額 (月額)	県 補 助 額 (月額)
年度の中途において事故、火災等災害、倒産、失職、長期療養等により著しく家計が悪化し、授業料の支弁が困難である保護者等（年収見込が350万円未満）	授業料月額－就学支援金の月額	授業料減免額のうち33,000円から就学支援金の月額を減じた額を超えない額

- (注) 1. 保護者等が2人以上いるときは、その全員の年収見込により判定。
2. 単位制の高等学校にあつては、履修期間の授業料を当該履修期間の月数で除して月額に換算したもの（小数点以下切捨て）を授業料月額とする。

別表Ⅲ（交通遺児等授業料軽減事業）

1 欄		2 欄	3 欄
区 分		授業料減免額 (月額)	県 補 助 額 (月額)
①	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	授 業 料 月 額 - 就学支援金の月額	授業料減免額のうち33,000円から就学支援金の月額を減じた額を超えない額（専攻科の生徒にあっては30,000円を超えない額）
②	所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、次に掲げる者 ア その者を扶養する者がいない者 イ その者を扶養する者がいる場合であって、当該扶養者が所得税法の規定により、所得税を納付しないこととなる者		
③	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者		
④	その者（ただし、その者を扶養する者がいる場合は、当該扶養者）が、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税及び同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税を課税されていない者、同税を免除されている者又は、同法第213条第1項第1号に掲げる均等割又は同法292条第1項第1号に掲げる均等割のみを課せられている者		
⑤	その者を扶養する者が、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている者		
⑥	その者と同一生計に属する者が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者		

(注) 単位制の高等学校にあっては、履修期間の授業料を当該履修期間の月数で除して月額に換算したもの（小数点以下切捨て）を授業料月額とする。